⑶　別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器に交換した原動機付自転車　別添38「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値が当該消音器に係る性能等確認済表示に記載された近接排気騒音値に５dBを加えた値を超える騒音を発しない構造であること。

ロ　消音器について改造又は交換を行っていない二輪の原動機付自転車（総排気量が0.050リットルを超えるもの又は最高速度が50km／ｈを超えるものに限る。）　別添38「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値が第252条第１項第３号又は前号に規定する基準に適合することを認めた際に確認した近接排気騒音値に５dBを加えた値を超える騒音を発しない構造であること。ただし、別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器に係る性能等確認済表示を有する消音器を備える原動機付自転車にあっては、当該表示に記載された近接排気騒音値に５dBを加えた値を超える騒音を発しない構造であればよい。

五　（略）

２・３　（略）

（消音器）

第284条　原動機付自転車が騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し保安基準第65条第１項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一・二　（略）

三　消音器について改造又は交換を行っていない二輪の原動機付自転車（総排気量が0.050リットルを超えるもの又は最高速度が50km／ｈを超えるものに限り、排気管を有しないもの及び排気管を有するものであって停止状態において原動機が作動しないものを除く。）　別添38「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値が第252条第１項第３号又は第268条第１項第３号に規定する基準に適合することを認めた際に確認した近接排気騒音値に５dBを加えた値を超える騒音を発しない構造であること。ただし、別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器に係る性能等確認済表示を有する消音器を備える原動機付自転車にあっては、当該表示に記載された近接排気騒音値に５dBを加えた値を超える騒音を発しない構造であればよい。

四　（略）

２・３　（略）

別添112　後付消音器の技術基準

Ⅰ　（略）

Ⅱ　市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の技術基準

1.　（略）

ロ　消音器について改造又は交換を行っていない二輪の原動機付自転車（総排気量が0.050リットルを超えるもの又は最高速度が50km／ｈを超えるものに限る。）　別添38「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値が、既に協定規則第41号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第５改訂版の規則6.2.1.に限る。）に基づき測定された近接排気騒音値から５dBを超える騒音を発しない構造であること。ただし、別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器に係る性能等確認済表示を有する消音器を備える原動機付自転車にあっては、当該表示に記載された近接排気騒音値から５dBを超える騒音を発しない構造であればよい。

五　（略）

２・３　（略）

（消音器）

第284条　原動機付自転車が騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し保安基準第65条第１項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一・二　（略）

三　消音器について改造又は交換を行っていない二輪の原動機付自転車（総排気量が0.050リットルを超えるもの又は最高速度が50km／ｈを超えるものに限り、排気管を有しないもの及び排気管を有するものであって停止状態において原動機が作動しないものを除く。）　別添38「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値が、既に協定規則第41号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第５改訂版の規則6.2.1.に限る。）に基づき測定された近接排気騒音値から５dBを超える騒音を発しない構造であること。ただし、別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器に係る性能等確認済表示を有する消音器を備える原動機付自転車にあっては、当該表示に記載された近接排気騒音値から５dBを超える騒音を発しない構造であればよい。

四　（略）

２・３　（略）

別添112　後付消音器の技術基準

Ⅰ　（略）

Ⅱ　市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の技術基準

1.　（略）